

# 消費税法上の事業者の範囲

税理士 神田 厚夫

はじめに

本事案は、生命保険の営業社員が消費税法上の事業者にあたるか否かについて争われた事案である。本事案を通して消費税法にいうところの「事業」の範囲について考察してみたい。

## 事案の概要

### 1 経緯

審査請求人（以下「請求人」という。）は、E生命保険の営業社員である。請求人は、平成12年1月1日から平成12年12月31日までの課税期間（以下「本件課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）について、不動産の貸付けが課税資産の譲渡等に当たるとして、確定申告書を提出した。

その後、原処分庁は、調査担当職員の調査に基づき、E生命保険会社から支払いを受けた報酬（以下「営業社員報酬」という。）が課税資産の譲渡等に当たるとして、本件課税期間に係る消費税等について、更正処分（以下「本件更正処分」という。）をした。

請求人は、本件更正処分を不服として異議申立てをしたところ、異議審理庁は、棄却の異議決定を下した。そこで、請求人は、異議決定を経た後の原処分になお不服があるとして、本件審査請求に及んだ。

### 2 請求人の主張

(1) 営業社員としての請求人は、次のとおり消費税法上の事業者には該当しない。

E生命保険会社との「営業社員雇用契約」（以下「本件契約」という。）に基づき労務の対価として請求人が支払いを受けた営業社員報酬には、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法（以下これらを併せて「社会保険関係各法」という。）の規定に基づき各社会保険料が課せられている。

これら社会保険関係各法は、いずれも労働者及びその扶養者の生活の安定、福祉の向上を目的とするもので、その被保険者は適用事業所に使用される者、あるいは適用事業に雇用される労働者と定義しており、労働者でない自営業者等は、被保険者として加入することができないことになっている。

このように、社会保険関係各法において、請求人は、事業者ではなく、労働者とされている。

営業社員や営業社員に類する一般の外交員は、地方税法第72条の2《事業税の納税義務者等》に規定する事業税の課税客体（第1種事業ないし第3種事業）として掲げる事業には含まれておらず、その報酬は課税対象とはなっていない。

このように地方税法においても、請求人を事業者とはしていない。

以上のとおり、営業社員としての請求人が、一方では労働者又は使用人としての法律の適用を受け、他方、消費税法上の適用、取扱いにおいてのみ事業者であるという矛盾は、法治国家として認められない。

まして、一般社会通念から見ても、営業社員や営業社員に類する一般の外交員を事業者と考えることは認知されていない。

(2) 消費税法基本通達 1 - 1 - 1 の定めからしても、次のとおり、営業社員としての請求人は、事業者には該当しない。

本件契約第 2 条のとおり、請求人は E 生命保険会社からの指示・命令を受けるほか、実体的にも同社から保険募集の地域及び仕事のノルマ等の指示、監督を受けており、請求人は E 生命保険会社に従属しているのであるから、請求人が独立して事業を行う者であるとはいえない。

本件契約第 3 条のとおり、営業社員報酬については、E 生命保険会社の計算した金額が請求人に支払われるものであって、請求人が自ら計算し請求できるものではないことは明らかであるから、この面において、請求人は E 生命保険会社に全く従属しており独立しているとはいえない。

原処分庁は、営業社員報酬について、本件契約に基づく支払いの対価が給与であるか報酬であるかの区分が明らかでない旨主張するが、本件契約第 3 条のとおり、請求人の報酬を決定するのは E 生命保険会社であり、請求人もそれを認めていることからその報酬が労務の対価であることは明らかである。

また、原処分庁は、請求人は役務の提供を事業として反復、継続、独立して行っている旨主張するが、営業社員の仕事は反復、継続しているものの、上記 及び のとおり独立しているとはいい難く、営業社員の仕事をもって事業とすることには無理がある。

(3) 所得税法における事業の取扱いは、所得税法第 27 条《事業所得》の規定を受けた所得税法施行令第 63 条《事業の範囲》第 1 項第 12 号において、同項第 1 号ないし第 11 号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行う事業とする旨規定しているのみで、通達等での例示も無いことから、所得税法における事業の解釈は、消費税法よりも広く解されているものと考えられる。

この点について、過去の経緯から、旅費交通費、交際費等の自費負担の出費が多い営業社員に類する一般の外交員を給与所得者として給与所得控除で対応することは、所得税の負担の公平上問題があること、給与所得に係る源泉徴収の年末調整制度の維持を図る必要があることから、給与所得控除を受ける対象から当該外交員を除き、所得税法施行令第 63 条第 1 項第 12 号にいう「対価を得て継続的に行う事業」に該当させたものと推察されており、したがって、所得税法は、政策的に事業の範囲を拡大解釈されたものであると考えられる。

一方、消費税法基本通達 5 - 5 - 1 には、土木工事ほか、請負契約に係るサービス提供が 15 種類、弁護士等の知識・技能に基づく役務の提供が 7 種類と多くの業種が例示されていることから、消費税法第 2 条第 1 項第 8 号にいう「事業として」については、例示されている業種に限られるべきものと解すべきである。

したがって、営業社員に類する一般の外交員については、消費税法基本通達 5 - 5 - 1

に記述がないことから、請求人の役務の提供が事業者としての役務の提供に該当すると判断するには無理がある。

(4) 以上のとおり、本件更正処分は違法であるから、その全部を取り消すべきである。

### 3 原処分庁の主張

(1) 営業社員としての請求人は、次のとおり消費税法上の事業者にあたる。

消費税法第4条第1項は、課税の対象について、国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する旨規定しているところ、同法第2条第1項第4号は、事業者とは個人事業者及び法人をいう旨、また、同項第3号は、個人事業者とは事業を行う個人をいう旨規定している。

また、消費税法第2条第1項第8号は、資産の譲渡等について、資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう旨規定している。

したがって、個人が役務の提供をした場合に、その役務の提供が資産の譲渡等に該当するか否かは、その役務の提供が事業として対価を得て行われるかどうかによって判断することになる。

そして、消費税法第2条第1項第8号にいう「事業として」について、消費税法基本通達5-1-1 事業としての意義 は、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われることをいう旨定めている。

また、個人事業者と給与所得者の区分について消費税法基本通達1-1-1 個人事業者と給与所得者の区分 は、次のとおり定めている。

「事業者とは自己の計算において独立して事業を行う者をいうから、個人が雇用契約又はこれに準ずる契約に基づき他の者に従属し、かつ、当該他の者の計算により行われる事業に役務を提供する場合は、事業に該当しないのであるから留意する。しかがって、出来高払の給与を対価とする役務の提供は事業に該当せず、また、請負による報酬を対価とする役務の提供は事業に該当するが、支払を受けた役務の提供の対価が出来高払の給与であるか請負による報酬であるかの区分については、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく対価であるかどうかによるものであるから留意する。この場合において、その区分が明らかでないときは、例えば、次の事項を総合勘案して判断するものとする。

(1) その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか。

(2) 役務の提供に当たり事業者の指揮監督を受けるかどうか。

(3) まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、当該個人が権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか。

(4) 役務の提供に係る材料又は用具等を供与されているかどうか。」

これを本件についてみると、請求人は、E生命保険会社との間で営業社員としての本件契約を締結しているが、当該契約に基づく支払いの対価が給与であるか報酬であるかの区分が、明らかでないと認められる。

したがって、消費税法基本通達1-1-1の(1)ないし(4)の事項を総合勘案して判断すると、次のことから、請求人の受け取る役務の提供の対価は、給与でなく報酬と判断され、請求人は、役務の提供を事業として反復、継続、独立して行い、自己の計算において独立

して事業を行う者と認められるから、請求人の営業社員としての役務の提供は、事業者としての役務の提供に該当し、当該役務の提供の対価として受け取る報酬は、資産の譲渡等の対価の額に該当する。

イ請求人の役務の提供の内容は、E生命保険会社の生命保険商品の募集、販売であり、その販売した保険契約の保険料に応じた手数料を報酬として受領するものであることを考慮すると、当該生命保険商品の募集、販売という役務の提供が、必ずしも請求人以外の営業社員の代替を容れないとは認められない。

ロ請求人とE生命保険会社との間には、営業社員としての本件契約は締結されているものの、生命保険商品の募集の相手、募集する地域、募集する商品の種類の選択、募集に当たっての勤務時間等の個々の業務について、同社から指揮監督を受けることなく、請求人の責任において独立して行われている。

ハ営業社員報酬は、募集に要した時間等に関係なく、募集により成立した生命保険契約の保険料に応じて算定され、契約が成立しなければ営業社員報酬は支払われない。

ニ営業社員報酬を得るために生じた費用は、その大部分が請求人の負担であり、E生命保険会社からの補てんもない。

(2) 請求人は営業社員としての役務の提供を事業として対価を得て行っていると認められるから、事業者に該当し、その営業社員報酬は出来高払いの給与ではなく、事業としての役務の提供の対価であると認められるところ、営業社員報酬から各種の社会保険料が控除されているとしても、そのことにより当該報酬が出来高払いの給与になるというものではなく、また、役務の提供が資産の譲渡等に該当するかどうかは、地方税法の規定から判断したものでなく、消費税法の規定から判断したものである。

そして、一般社会通念から営業社員に類する一般の外交員を事業者と考えることは、認知されていないとの請求人の主張には、客観的、合理的な理由は認められず、請求人の営業社員としての役務の提供等の内容等を総合勘案すると、事業としての役務の提供に該当し、その営業社員報酬は、出来高払いの給与でないことは既に述べたとおりである。

(3) 消費税法第2条第1項第8号に規定する「役務の提供」について、消費税法基本通達5-5-1 役務の提供の意義 は、例えば、土木工事、修繕、運送、保管、印刷、広告、仲介、興行、宿泊、飲食、技術援助、情報の提供、便益、出演、著述その他のサービスを提供することをいい、弁護士、公認会計士、税理士、作家、スポーツ選手、映画監督、棋士等によるその専門的知識、技能等に基づく役務の提供もこれに含まれる旨定めているところ、同基本通達は、各種役務の提供のうち、いくつかを具体的に例示したものであり、同基本通達に営業社員に類する一般の外交員及びその報酬についての記述がないことをもって、営業社員の業務が消費税法第2条第1号第8号に規定する役務の提供に該当しないというものではない。

(4) 以上のとおり、請求人の主張については、いずれも理由がなく、本件更正処分における消費税の課税標準額及び納付すべき消費税額等の計算は、適法に行われている。

#### 審判所の判断

(1) 請求人は、本件契約第 2 条及び第 3 条の定め等を根拠に、請求人は E 生命保険会社に従属しており、また、同人の営業社員報酬を決定するのは E 生命保険会社であることから、事業者ではない旨主張する。

(2) ところで、消費税法第 5 条第 1 項は、事業者は課税資産の譲渡等につき消費税を納める義務がある旨規定している。

また、事業者について、消費税法基本通達 1 - 1 - 1 は、事業者とは自己の計算において独立して事業を行う者をいう旨定めているところ、消費税法にいう事業者に関する当該基本通達の解釈については、請求人及び原処分庁とも争いはなく、当審判所においても相当と認められる。

(3) これを本件についてみると、次のとおりである。

本件契約第 1 条は、請求人の任務について、E 生命保険会社に定める保険種類の販売を行い契約を獲得すること、集金した一切の金銭を管理し、何ら控除することなく、直ちに E 生命保険会社に引き渡すこと、専業の生命保険募集人としての仕事を行うこと及び E 生命保険会社の業務の維持、管理に関連して、契約又は E 生命保険会社の必要とする一切のサービス業務を行うことにある旨定めている。

また、請求人は異議調査担当職員に対し、請求人の仕事の内容は、新規の保険契約を結ぶこと、顧客のアフターフォロー等である旨申述している。

さらに、保険業法第 2 条《定義》第 17 項は、生命保険募集人とは、生命保険会社の役員若しくは使用人等で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うものをいう旨規定している。

そうすると、請求人の仕事は、E 生命保険会社の生命保険募集人として、上記 ないしを行うことにあると認められる。

ところで、E 生命保険会社は、請求人の仕事のための費用の一部を負担しているものの、請求人は、仕事として保険種類の販売を行い、契約を獲得するに当たり、当該仕事の遂行上の主要な費用である保険募集に係る車両関係費、旅費交通費、接待交際費等の全額を負担していることが認められる。

確かに、請求人は E 生命保険会社 G 支社への週 2 回の出社が義務づけられていること、本件契約第 2 条には、営業社員の制限事項が定められていることに加え、E 生命保険会社の「営業社員就業規則」には、サービスの原則等の規則が定められていることなどにおいては、請求人が E 生命保険会社の指示、命令を受け一面があることは否定できない。

しかしながら、については、E 生命保険会社が請求人に対し出社を求めるのは、主として営業販売促進を図る目的で行われる打合せ等のためであり、については、本件契約第 2 条が保険業法その他関係法令上の要請によるものと認められ、また、については、単に、営業社員のサービス及び労働条件について定めたものであるのに対し、請求人の主要な部分である保険募集の地域、保険募集の相手及び販売する保険商品の種類の選択等の保険契約獲得の手段等並びに月曜日及び木曜日以外の日の出社の要否、営業所外での就業時間の管理等については、請求人自身の責任と判断に委ねられているものと認められる。

以上のことからすると、営業社員としての請求人は、自己の計算においてその仕事を遂行するものであり、また、役務の提供につき E 生命保険会社の一般的な指揮命令下にあるということできないから、請求人は自己の計算において独立して事業を営む者であると

解するのが相当である。

したがって、E生命保険会社に従属しているという点に関する請求人の主張には理由がなく、また、営業社員報酬は、請求人が販売した保険契約により会社が受領した保険料により計算されることから、営業社員報酬を決定するのはE生命保険会社であるという点に関する請求人の主張にも理由がない。

(4) なお、請求人は、社会保険関係各法及び地方税法において、請求人は事業者とされておらず、労働者又は使用人として法律の適用を受けるのに対し、消費税法上の適用、取扱いにおいてのみ営業社員としての請求人を事業者とすることは、社会保険関係各法や地方税法との間に矛盾が生じ、法治国家として認められず、まして、一般社会通念から見ても、営業社員や営業社員に類する一般の外交員を事業者と考えることは認知されていない旨主張する。

しかしながら、営業社員や営業社員に類する一般の外交員を事業者と考えることが一般社会通念から認知されているかどうかは定かではないが、本件更正処分が違法か否かは、社会保険関係各法や地方税法の規定により判断するものではなく、あくまで消費税法の規定に従って判断すべきものであることから、この点に関する請求人の主張には理由がない。

(5) さらに、請求人は、所得税法における事業は、政策的に消費税法よりも広く解されていることから、外交員は事業者でない旨、また、消費税法基本通達5-5-1には多くの業種が例示されていることから、消費税法第2条第1項第8号にいう「事業として」については、同基本通達に例示されている業種に限られるべきものと解すべきである旨主張する。しかしながら、消費税法の趣旨・目的が消費に広く負担を求めることであり、所得税法とは着目する担税力や課税対象を異にするものであることから、消費税法における「事業」の解釈と所得税法における事業の解釈の相違をそれぞれ関連付ける必然性は認められない。

また、消費税法基本通達5-5-1は、消費税法第2条第1項第8号に規定する「役務の提供」について、その役務を提供する業種を例示したものであり、消費税法にいう事業について、その業種を定めたものではないことは明らかであることから、この点に関する請求人の主張には理由がない。

(6) 以上のとおり、請求人の主張にはいずれも理由がなく、また営業社員としての請求人が消費税法上の事業者該当するから、請求人の本件課税期間における営業社員報酬の全額が課税資産の譲渡等の対価の額に当たるとして行われた本件更正処分は適法である。

## 研究

### (1) 他の法令の規定と矛盾しないか

社会保険関係各法では、「事業」について明確に定義したものはない。また、地方税法第72条の2の規定は事業税の課税対象となる事業を列挙したに過ぎず、地方税法においても、やはり「事業」について明確に定義したものはない。

他の法令において、「事業」について明確な定義がなされている場合には、法全体の秩序を乱さないようにするために、「事業」の概念を借用概念と捕らえて、消費税法上もこれを同義に解釈する必要があるように思う。しかし、他の法令において「事業」について

積極的な定義がなされていないのであれば、社会保険関係各法上の事業概念や地方税法上の事業概念と消費税法上の事業概念を必ずしも同義と考える必要はなく、むしろ、消費税法の立法趣旨に沿った独自の解釈がなされるべきである。

したがって、営業社員としての請求人が、一方では労働者又は使用人としての法律の適用を受けたからといって、消費税法上も事業者該当しないとはいえない。

### (2) 独立して事業を行う者に該当するか

保険業法は、保険に関する知識を備えた保険募集人以外の者の保険募集を禁止するとともに、保険募集人に種類の義務を課すことによって、保険契約者の保護を図ろうとするものである。

生命保険会社の営業社員は、保険業法上の「生命保険募集人」に該当する（保険業法第2条17項）。生命保険募集人には、内閣総理大臣への登録が義務付けられており（同法第276条）、内閣総理大臣に登録された生命保険募集人以外の者は、生命保険会社のために保険募集（保険契約の締結の代理又は媒介）を行うことができない（同法第275条第1項）。そして、この生命保険募集人の登録を受けるには、所定の研修を受け、一般課程試験に合格しなければならない。すなわち、生命保険会社の営業社員は、保険業法の制度上、保険に関する専門的な知識や技能を身に付けた者であると考えられる。

生命保険会社の営業社員に保険業法に定める義務を遵守させるため、あるいは、生命保険会社の社会的な信用を維持するため、生命保険会社は、そこに所属する生命保険募集人に対して指示・命令をすることがある。しかし、この両者の関係は、雇用契約に基づいて労働を提供する労働者が、使用者から受ける業務上の指示・命令に服するという関係とは、明らかに異なるものである。

生命保険会社の営業社員は、保険業法による保護の下、不特定多数の者に対して保険の募集を行い、その役務の対価として営業社員報酬を受け取るのであるから、たとえその営業社員報酬の算定が、販売した保険契約により生命保険会社が受領した保険料を基準に計算されているとしても（いわゆる出来高払いであるとしても）、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づき支払いを受ける給与等と考えることはできない。むしろ、生命保険会社の営業社員は、生命保険に関する専門的な知識や技能に基づいて、自己の計算と責任において独立して事業を行っているものと考えられる。

仮に、一般社会通念から見て、生命保険会社の営業社員や営業社員に類する保険外交員が独立した事業者と認知されていないとすれば、それは、生命保険募集人が、保険業法が求める社会的使命を十分に果たさなかったためになされた社会一般からの評価であって、これをもって、営業社員は独立した事業者ではないと考えることはできない。

### (3) 所得税法上の「事業」と消費税法上の「事業」の違い

所得税法では、所得税法施行令第63条に11種類の事業を掲げ、この外に「対価を得て継続的に行う事業」を「事業」と規定しているものの、明確に「事業」を定義するには至っていない。

消費税法では、消費税法第4条第1項に消費税の課税の対象を「事業者が行った資産の譲渡等」と規定し、同法第2条第1項第8号では、事業を行う個人が「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」を「資産の譲渡等」と定義している。ここでも、「事業」について直接的な定義はなされていない。消費税法基本通達 5 -

1 - 1 を見ると、この「事業として」の意義を「対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われること」とする法解釈を示している。通達では、反復、継続、独立して資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供がなされれば、消費税法上「事業」と認識しているようである。

思うに、そもそも消費税は消費に担税力を認め、これに広く税の負担を求める間接税であるから、反復、継続して資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供がなされているのであれば、その規模の大小を問わず、そこに税の負担を求めるべきである。したがって、少なくとも消費税法上は事業の範囲を広く捕らえるべきであって、所得税法上は事業と考えられていない、いわゆる事業的規模に満たない不動産の貸付けによる対価や雑所得の基因となる対価であっても、それが反復、継続しているのであれば、消費税の課税対象であると見るべきである。

請求人は、所得税法における事業の概念は政策的に拡大されているとの解釈に基づいて、消費税法基本通達 5 - 5 - 1 に掲げられている役務の提供を限定的に捕らえようとしているが、通達に「例えば」と示されているように、ここに示す役務の提供は、例示的なものと考えべきである。

いずれにせよ、消費税法の立法趣旨に鑑みると、消費税法にいうところの「事業」の範囲は、所得税法にいうところの「事業」の範囲よりもむしろ広く捕らえるべきである。

#### (4) 出来高払いの賃金と消費税法上の「事業」

消費税法第 2 条第 1 項第 12 号に規定する「課税仕入れ」の定義を見ると、役務の提供のうち、所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等を対価とする役務の提供は、課税仕入れの範囲から除外している。このことから考えると、雇用契約に基づく労務の提供の対価として支払いを受ける給与等は、事業として対価を受けたものではないから、消費税の課税対象から除かれることになる。

他方、労務の提供を約する契約には、雇用契約の外に、請負契約、委任契約及び寄託契約があるが、このうち、請負契約に基づく労務の提供の対価として支払いを受ける報酬は、給与等には該当しないのであるから、これが反復、継続、独立して行われているのであれば、支払いを受けた報酬は、消費税の課税対象になると考えることができる。

ところで、いわゆる家内労働者が支払いを受ける出来高払いの賃金はどのように考えて行けば良いのであろうか。家内労働者は自宅を仕事場としており、労務の提供の対価は、完成品の出来高に比例して支払われることを通例としている。

雇用契約は、他人の労働力自体の利用を目的とするもので、通常、委託者の指揮・命令が及び、受託者は従属的な関係になることが多い。これに対して、請負契約は、他人の労働力を利用して、自らの仕事の完成を目的とするもので、受託者の従属的な関係は希薄となってくる。

委託者は、家内労働者の労働力自体の利用を目的としているとも考えられるし、あるいは、家内労働者の労働力を利用して、自らの仕事の完成を目的としているとも考えられる。この判断の違いによって、家内労働者が支払いを受ける出来高払いの賃金の消費税法上の取扱いも異なってくるのであるが、委託者は、いつでも委託を打ち切ることが可能であるし、また、受託者は完成品を引き渡さなければ賃金の支払いが受けられないのであるから、雇用契約としての性格よりも、請負契約としての性格が強いものと考えられる。したがっ



て、家内労働者が支払いを受ける出来高払いの賃金は、事業を行う個人が、事業として行った役務の提供の対価であるといふことができる。